Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 43 2007年6月20日

台湾・商標法施行細則の部分改正予告

台湾・智慧財産局商標権組は去る5月7日、商標法施行細則の部分改正を予告発表した。第34条（異議申立）と第13条（商品・役務分類表）の二箇条が次のように変更される予定。

第34条

（現行）異議申立するときは、異議申立人の身分証明書類を添えて提出しなければならない

（改正）提出不要となる。

（商標責任機関が提出必要であると判断された場合、その旨当事者に通知する。）

第13条

（現行）第21類の見出し－「家庭用又は台所用の器具及び容器<u>（貴金属製又は貴金属を被覆したものでないもの）</u>;…」

（改正）第21類の見出し－「家庭用又は台所用の器具及び容器;…」

（下線は削除部分）

（現行）第29類の見出し－「食肉、魚、家禽及び猟の獲物;肉エキス;塩漬、乾燥及び調理済果物及び野菜;…」

（改正）第29類の見出し－「食肉、魚、家禽及び猟の獲物;肉エキス;塩漬、<u>冷凍、</u>乾燥及び調理済果物及び野菜;…」（下線は追加部分）

（現行）第42類の見出し－「…; 法律サービス」

（改正） 「法律サービス」を第45類へ移行。

（現行）第425の見出し－「他人が個人的需要に応じて提供する私的又は社会的サービス;財産又は個人を守る為のセキュリティーサービス」

（改正） 前後文字について、斟酌修正する予定である。

以上